平成２６年（フ）第２２３号
釧路市貝塚４丁目８番３号
債務者　小竹　健一
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月８日午後３時
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第４７０号
埼玉県和光市白子３丁目25―87―101
債務者　稲田　千秋
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４８号
東京都足立区小台１丁目13―26
債務者　遠藤　禎之
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７９号
東京都清瀬市梅園３丁目14―72　聖家族ホーム
債務者　小島　芳男
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８１号
東京都足立区千住２丁目28―201
債務者　杉浦　詮子
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８４号
東京都東大和市芋窪６丁目1291－２－105
債務者　金子　敏正
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５９０号
東京都足立区花畑５丁目18―50―501
債務者　正木　正彦
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５９１号
神奈川県川崎市多摩区栗谷３丁目31－２－202
債務者　三上　理恵
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５９３号
東京都足立区古千谷本町２丁目８－19―101
債務者　宮尾有美子
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５９４号
東京都三鷹市上連雀８丁目13―８―206
債務者　磯村　友輝
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５９５号
東京都三鷹市上連雀８丁目13―８―206
債務者　磯村　朗子
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５９６号
神奈川県相模原市南区東林間６丁目17―41
ハイツ富留貴Ⅰ202
債務者　荻野　陽子
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５９７号
東京都府中市美好町３丁目34―１―201
債務者　田中　　舞
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５９９号
東京都葛飾区東新小岩４丁目24―10―206
債務者　藍野　正喜
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６００号
東京都大田区西蒲田７丁目21―６―601
債務者　田中　豊彦
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３６号
東京都福生市加美平４丁目１　加美平住宅９―402
債務者　佐藤　　誠
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部